

令和9年度小学校新1年生の保護者の皆様へ

就学援助制度入学前申請（新入学準備費）についてのお知らせ

高知市教育委員会では、お子さんが安心して学校生活を送ることができるように、経済的に援助が必要な方に対して、就学援助費を支給しています。基本的には入学後の申請及び支給になりますが、入学にかかる学用品やランドセル等の購入費用（新入学準備費）のみについて、希望者に対し入学前に支給いたします。ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みいただき、申請してください。

なお、小学校入学後に申請をしていただく場合、進学先によっては申請ができない場合や、申請のための条件が加わることがありますのでご注意ください（特別支援学校・私立学校など）。

1 支給の対象となる方〔以下の条件（１）～（３）すべてに該当する方〕

- （１）基準日（令和9年2月1日）時点で高知市にお住まいで、住民基本台帳に記載されている方
- （２）令和9年4月に小学校へ入学するお子さんの保護者で、生活保護を受けている方に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める方
- （３）生活保護を受給していない方（生活保護費から同様の費用が支給されるため）

★令和8年度 認定となる所得額のめやす

(令和8年4月1日現在)

家族数	家族構成	所得額 (令和7年分)
2人	父または母(32才)・子(小1)	233万円程度
3人	父(35才)・母(32才)・子(小1)	266万円程度
3人	父または母(35才)・子(小6)・子(小1)	308万円程度
4人	父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	329万円程度
4人	父(35才)・母(35才)・子(中2)・子(小3)	355万円程度
5人	祖母(58才)・父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	386万円程度
6人	祖母(58才)・父(35才)・母(35才)・子(小6)・子(小3)・子(小1)	446万円程度

所得額＝合計所得金額－（社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除＋所得金額調整控除）

※所得状況のめやすについては、個々の世帯の状況により異なります。また、この計算は申請後の審査で詳細に行うため、事前にお答えすることができませんので、あらかじめご了承ください。

2 支給について

- （１）支給金額 対象のお子さん1人につき **62,030円**（予定） ※結果通知でご確認ください。
- （２）支給時期 **令和9年3月下旬**（予定）



3 申請について

- （１）申請方法

申請方法		郵送先・受付場所	受付時間
1	電子申請フォームから申請 （スマートフォンまたはPC） ※青少年・事務管理課ホームページより電子申請フォームにアクセス	どこでも申請可能	いつでも申請可能
2	書面申請 青少年・事務管理課に 郵送もしくは窓口へ提出 ※申請書は青少年・事務管理課ホームページよりダウンロード、印刷していただく他、青少年・事務管理課窓口でもお渡ししています。	〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市教育委員会青少年・事務管理課 就学援助担当宛 ※送料はご負担ください。	平日の9時00分 ～16時30分 （12時～13時を除く）



青少年・事務管理課ホームページはこちら

(2) 必要書類 ※電子申請の場合は、画像データやPDFファイルで添付

提出が必要な方	必要書類
【転入】 令和8年1月1日時点で、高知市外に 住民票があった方	令和8年度の所得（課税）証明書 所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書 ※現在、就学援助を受けているきょうだいがいて、すでに提出済みの場合は、必要ありません。

■注意事項■

- ① 住民票が同じ世帯の方、生計が同一の方の所得は、合算して審査します。保護者の配偶者は、別居中でも婚姻関係（内縁・事実婚を含む）があれば、生計同一と判断します。
 - ② 住民票上同一世帯でも生計が別の場合は、客観的な書類を申請書に添えて提出することで別世帯として扱うことがあります。申し出だけでは認められません。
 - ③ 別住所でも生計を同一にしている方の所得は合算することができます。申請書に入力または記入し、備考欄に住民票の住所を書いてください。
- ※証明書類は事情により異なりますので、不明な点は青少年・事務管理課へご連絡ください。
※資料の追加提出を依頼することがあります。
※証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。

(3) 申請期間 **令和8年11月9日（月） から 12月28日（月）** ※必着

4 結果の通知

(1) 結果通知の発送

令和9年3月上旬に、審査結果通知をご自宅へ郵送します。



(2) 結果が否認の場合

結果が否認の場合でも令和9年4月以降に「令和9年度就学援助」の申請をしていただくことにより、支給を受けられる場合があります。就学援助制度の詳しい内容につきましては、青少年・事務管理課のホームページをご確認ください。

申請にあたっての注意事項（重要）

- ① 虚偽その他不正な手段により支給を受けた場合は、認定の取消や返金の対象となります。
- ② 次に該当する方は審査ができないため、別途お手続き、もしくは書類のご提出をお願いすることとなります。
 - ・世帯に所得未申告の方がいる場合（所得がない場合でも、就学援助を受けるためには所得の申告が必要です。）
 - ・申請内容の不備、審査に必要な書類に不足がある方
 - ・住民票と別の住所に住んでいる方
 - ・申請時と基準日（2月1日）時点で世帯状況等が異なる（婚姻・離婚・世帯人数の増減等）方 など
- ③ 上記②の連絡等に電話回線を使用したSMS（ショートメッセージサービス）を利用させていただくことがあります。携帯電話のキャリアごとに以下の番号でSMSが届きます。

docomo/au/ Rakuten	0888239468
Softbank	247296



高知市教育委員会 青少年・事務管理課

電話 **088-823-9468**

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号
高知市教育委員会 青少年・事務管理課 就学援助担当

申請書の提出先は教育委員会です。学校を通じた申請
受付は行っていません。



高知市ホームページ青少年・事務管理課